



令和4年10月31日（月）
第82回九都県市首脳会議

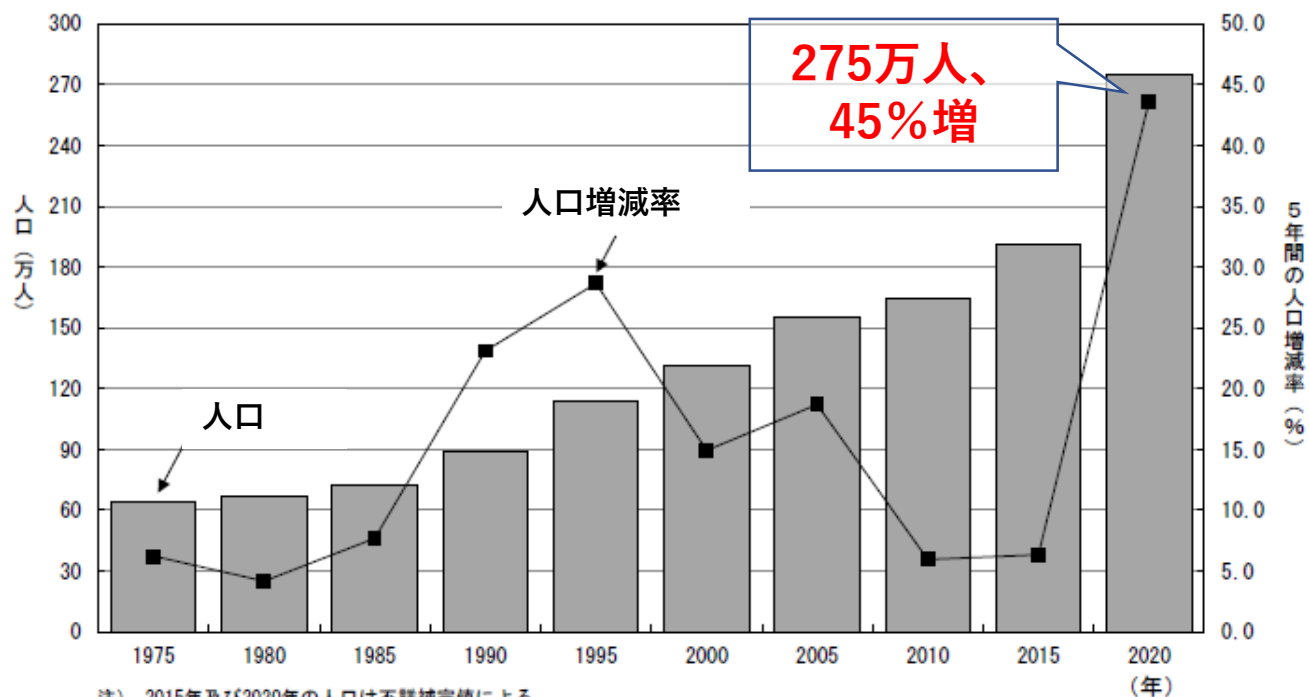
外国人との共生社会の実現 に向けた取組について

千葉市提案



1 外国人人口・増減率の推移（左）及び1都3県の外国人人口・比率（右）

図8 外国人人口及び外国人人口増減率の推移（1975年～2020年）



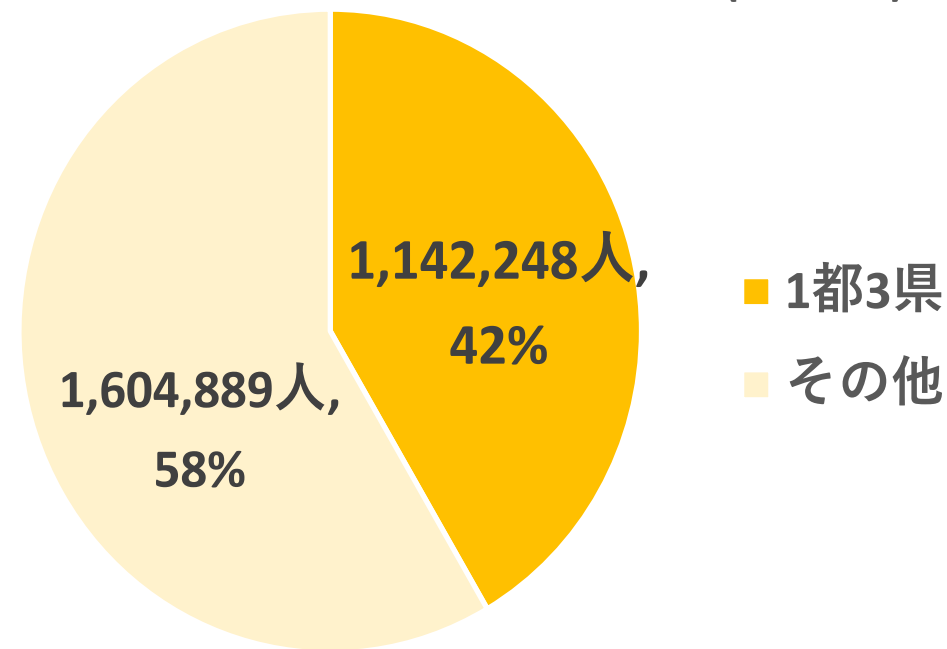
注) 2015年及び2020年の人口は不詳補完値による。

なお、2020年の人口増減率は不詳補完値により、2015年以前の人口増減率は原数値により算出

出典：国勢調査

我が国の外国人人口は増え続け、
2020年時点で275万人、
前回比45%増という高い増加率。

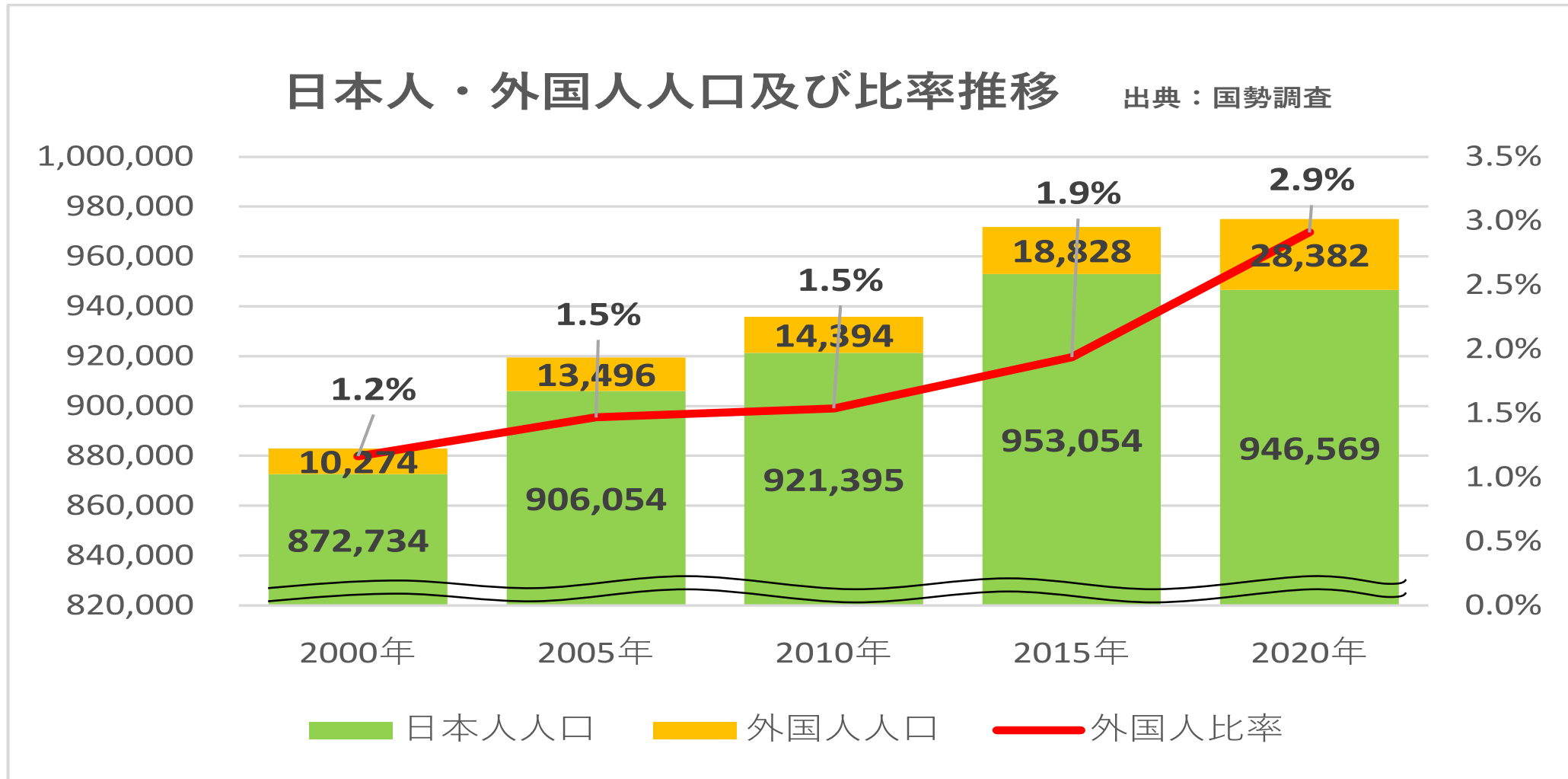
全国に占める1都3県の外国人人口(2020年)



出典：国勢調査

1都3県に、全国の外国人の42%が暮らしている。

2 外国人に関わる本市の状況



【地域で発生している課題】

- ・行政窓口や病院、就学や就労といった日常生活の様々な場面で必要な支援増加。
- ・ごみの出し方や生活音などをめぐり、時として近隣住民とのトラブルが生じることもある。

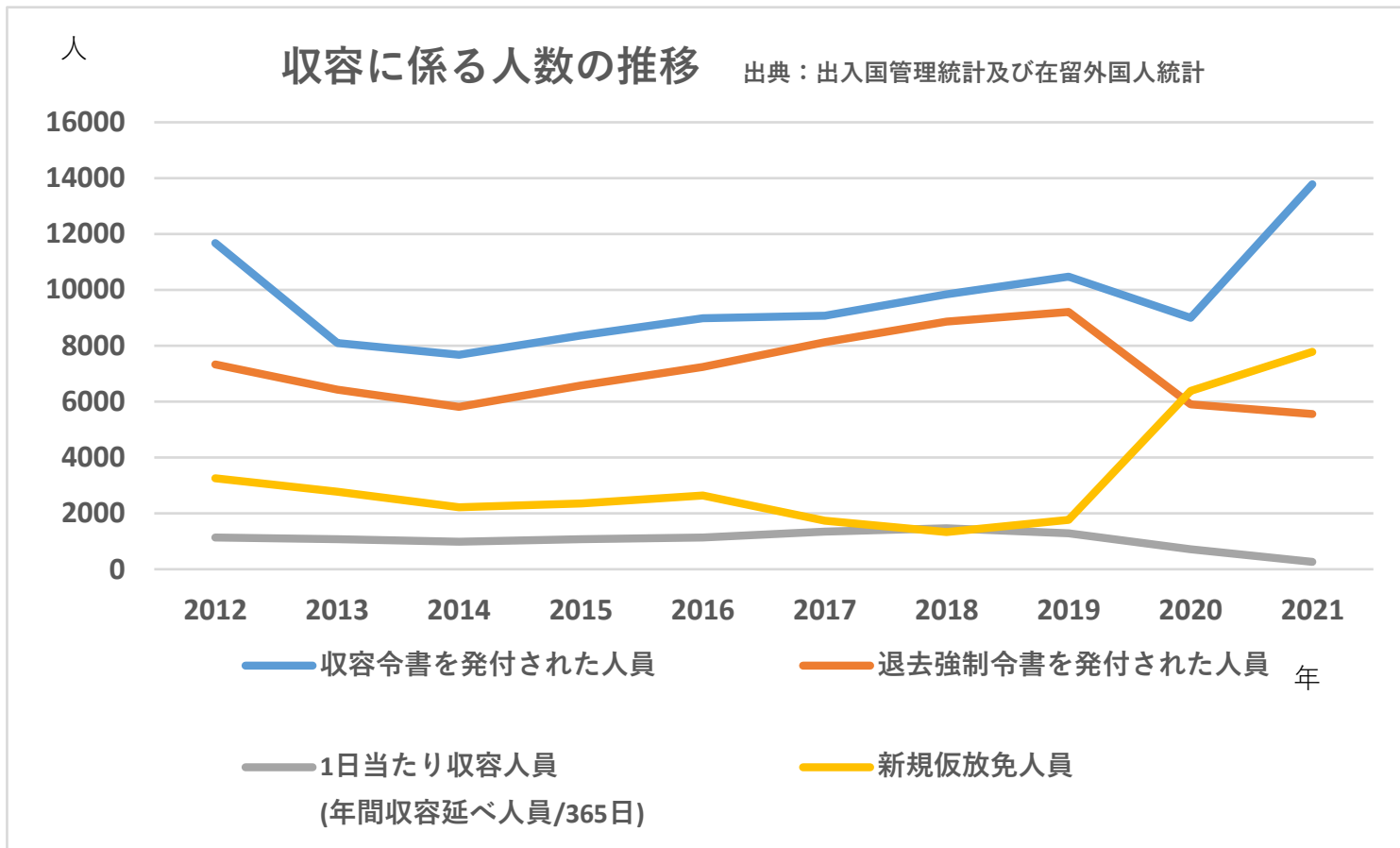
3 本市の主な支出 (R3決算)

事業経費	支出額	うち、国費	国費割合
多文化共生推進事業関係経費 (外国人一元的相談窓口関係経費)	74,546千円 (15,631千円)	7,815千円 (7,815千円)	10.5% (50.0%)
地域日本語教育関係経費	13,975千円	6,727千円	48.1%
夜間中学整備関係経費	264千円 (R4予算:68,000千円)	87千円 (R4予算:うち、国費4,000千円)	33.0%
日本語指導教員(加配教員)19人	159,312千円	42,114千円	26.4%
外国人児童生徒指導協力員15人	43,970千円	14,604千円	33.2%
外国人児童指導教室(小学校)2校	53千円	17千円	32.1%
日本語指導通級教室(中学校)2校	13,995千円	4,552千円	32.5%
保育所等における 外国人児童・保護者対応職員3人	3,008千円	0千円 ※R5年度からの国費補助に向け 厚生労働省が概算要求中	0%
保育所等におけるICT化推進事業補助金 (うち、多言語翻訳機の購入費)	1,702千円	1,124千円	66.0%
合計	310,825千円	77,040千円	24.8%

4 国の取組

(1) 収容に代わる監理措置制度（入管法改正案）

項目	
主な目的	「送還忌避者の増加」及び「長期収容問題」の解決
内容	施設での収容を原則とする規定を改め、「監理人」による監理に付することで逃亡等を防止し、相当の期間収容しないで社会内で生活することを認める「監理措置」を設ける。



1 グラフの考察

- ①(コロナ前まで)
退去強制令書を発付された人員、
及び収容人員は増加傾向
- ②仮放免人員は、コロナ後に増加

2 仮放免の外国人への地域での支援

- ①定期予防接種 (市 10/10)
- ②入院助産 (国 1/2、市 1/2)
- ③乳幼児健康診査 (市 10/10)
等の母子保健事業

3 監理措置制度の課題

- ①制度の内容が不透明
- ②仮放免相当の人々が、監理措置により地域で暮らし、その人数が増加することにより、自治体負担増加

4 国の取組

(2) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

項目	
経緯	<ul style="list-style-type: none">・平成30年6月15日「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」・同年12月25日「外国人材の受入・共生のための総合的対応策(以降毎年改訂)」・令和4年6月14日「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」関係閣僚会議で決定
内容	<ul style="list-style-type: none">・我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示すもの
自治体の実施主体となる主な事業(例)	<ul style="list-style-type: none">・外国人受入環境整備 (補助率10/10(整備)、1/2(運営)、整備・運営とも上限1,000万円)・地域日本語教育推進事業：補助率1/3・夜間中学の新設準備及び運営補助 (新設準備2年間：補助率1/3 上限400万円、開設後3年間：補助率1/3 上限250万円)・帰国・外国人児童生徒等のきめ細かな支援事業(補助率1/3)・外国人の子供の就学促進事業(補助率1/3)・学齢簿編成における、外国人の子ども就学状況の一体的把握・管理の推進・地方消費者行政強化交付金(補助率1/2)・その他、地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

(参考) 諸外国における共生施策

	ドイツ	フランス	日本
共生のための施策	統合講習 ドイツ語能力、歴史や選挙制度等への理解、自由・民主主義等の価値観、信教の自由の尊重等を学ぶ	受入統合契約 フランス語能力、社会参入に必要な知識 国家が移民に対して研修を実施、移民はこれを修める	総合的対応策 <ul style="list-style-type: none">・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進・受入環境整備交付金・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援
言語能力や社会制度への理解を評価する仕組み	滞在許可の更新時に言語試験実施	滞在許可の更新時に、受入統合契約の締結と遵守が考慮される	一部の在留資格取得時に、公的義務（納税等）履行、日本語能力を要件

出典：法務省入国管理局委託「諸外国における外国人受入制度に係る調査・研究報告書」（平成29年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）をもとに千葉市記載

5 要望事項

No.	
1	日本に中長期に在留を希望する外国人へ <u>日本語や日本の社会制度・生活様式を学ぶ機会を提供する制度を構築</u> し、その一助となる多言語対応や通訳支援等も含め、 <u>自治体が担う事業に十分な財政措置</u> を行うこと。
2	在留が認められない外国人への <u>監理措置制度については、自治体の意見を十分に聴取しながら慎重に検討を</u> 進めるとともに、 <u>自治体が行政サービスを提供する必要がある場合には十分な財政措置</u> を行うこと。
3	外国人との共生社会の実現に向けた <u>ロードマップを着実に実施</u> するとともに、 <u>自治体が担うべき事業を適切に推進できるよう、十分な財政措置</u> を行うこと。